

大阪市鶴見区広報紙広告募集要項

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、広告枠を設け、次のとおり募集します。

1 募集媒体

(1) 名称

鶴見区広報紙「広報つるみ」（令和8年5月号～令和9年4月号）

(2) 規格

タブロイド判 12頁（12回）

※編集の都合上、頁数が変更になる場合があります。

(3) 発行部数

56,100部／月

(4) 発行日

毎月1日発行

(5) 配布方法

ア. 鶴見区内の各世帯・事業所の全戸に5日間（毎月1日～5日）で配布

※全戸配布については、令和8年度予算成立を前提とします。

イ. 鶴見区役所、鶴見図書館、鶴見区民センターをはじめ、鶴見区内のOsaka Metro駅構内、Osaka Metro門真南駅、JR放出駅、イオンモール鶴見緑地などへの配架

ウ. 広報サポーターとして登録し、店舗等で広報紙の設置にご協力いただいている鶴見区内の事業所や店舗。

【参考】広報サポーター登録者数：53事業所（令和8年1月時点）

2 広告の規格

(1) 掲載面

各面の最下段。ただし、市政情報ページ（「大阪市民のみなさんへ」3ページ分）と最終面は除く。

(2) サイズ

縦50mm×横120mm（1枠）

縦50mm×横250mm（2枠）

(3) 刷り色

4色

(4) フォント

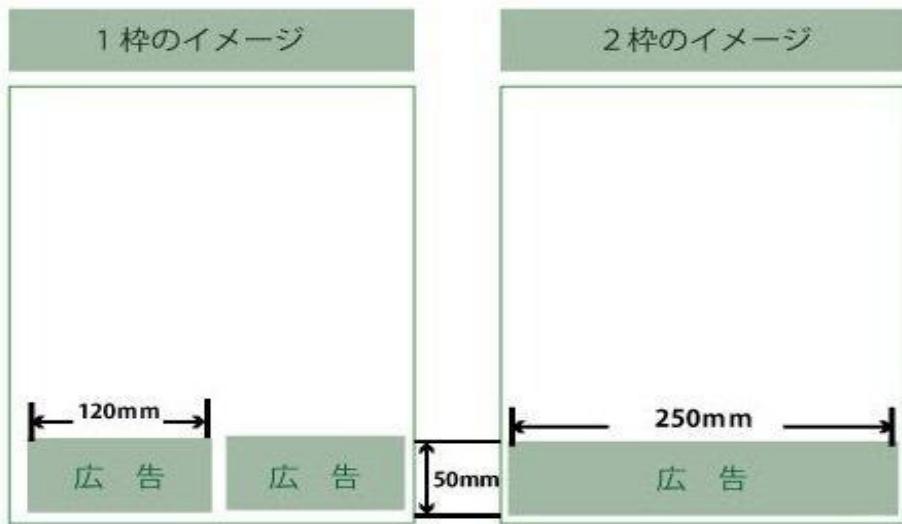
JIS規格7ポイント（10級相当）を最小とします。ただし、特別な場合（表、リスト、地図等）には、JIS規格5.5ポイント（8級相当）まで使用できます。

(5) 注意事項

ア. 大阪市広告掲載要綱及び大阪市鶴見区役所広報紙等広告掲載要領を遵守してください。

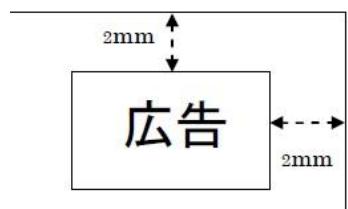
イ. 広告枠内側の右上に罫線で囲み次のとおり「広告」と表記してください。広告枠外側の左上に「以下は広告スペースです。広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。」と記載し掲載します。

(6) 掲載イメージ



広告表記イメージ

- 1 枠の大きさ 4mm × 9mm
- 2 罫線の太さ 0.2mm
- 3 罫線の色 黒色（スミベタ）
- 4 フォント 中ゴシック 9 ポイント
- 5 位置 広告枠内側の右上に 2mm の間隔



3 広告掲載料金

(1) 料金表

広告掲載面	枠数	料金（消費税込）
表面（1面）	1 枠	47,000 円
	2 枠	90,000 円
中面（2～8面）	1 枠	21,000 円
	2 枠	40,000 円

※中面について、掲載面の指定はできません。

(2) 注意事項

広告料には、制作費（版下・デザイン）を含んでおりません。完全データにて入稿してください。

4 広告募集期間

掲載号	募集開始日	募集締切日
令和8年5月号	令和8年2月16日（月）	令和8年3月10日（火）
令和8年6月号		令和8年4月10日（金）
令和8年7月号		令和8年5月8日（金）
令和8年8月号		令和8年6月10日（水）
令和8年9月号		令和8年7月10日（金）
令和8年10月号		令和8年8月10日（月）
令和8年11月号		令和8年9月10日（木）
令和8年12月号		令和8年10月9日（金）
令和9年1月号		令和8年11月10日（火）
令和9年2月号		令和8年12月10日（木）
令和9年3月号		令和9年1月8日（金）
令和9年4月号		令和9年2月10日（水）

5 申込み方法等

(1) 次のいずれかの方法によりお申込みください。

ア. 郵送またはメールによる申込

大阪市鶴見区広報紙広告掲載申込書（様式1）に必要事項を記入したものと、広告原稿案を添えて、下記まで送付してください。

〒538-8510 大阪市鶴見区横堤5-4-19

鶴見区役所総務課（政策推進）あて

メールアドレス tr0008@city.osaka.lg.jp

※必要事項の記入が漏れている場合は、申込みが無効となる場合がありますので、ご注意ください。

イ. インターネットによる申込

大阪市行政オンラインシステムからお申し込みください。

<https://lpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/procedures/apply/fa20d047-162a-4689-aecb-aa30c4787db8/start>

※利用者登録が必要です。

(2) 提出された申込書について審査を行い、掲載の可否を決定します。掲載又は非掲載の旨を記載した広告（非）掲載決定通知書及び納入通知書（掲載決定の場合のみ）を送付します。

なお、申込みは先着順とします。

※先着順とは、受付日順（送付の場合は申込書が区役所に到達した日とする。）とし、同日受付で枠数を超える場合は抽選とします。ただし、表面（1面）は、

2枠で申し込まれた方を優先します。

- (3) 掲載が決定した広告の原稿については、広告掲載決定通知書に記載の期日までに、イラストレーター等による完全データ（文字はアウトライン化）にカンプ（出力見本）を添付のうえ、メール等で鶴見区役所総務課（政策推進）へ提出してください。
- (4) 提出された広告の色見本はありません。広告データと実際の紙面の色味が違う場合がありますので、ご注意ください。
- (5) 広告掲載決定通知書に記載の期日までに、納入通知書にて広告掲載料金を納付してください。

6 その他

- (1) 納付済みの広告掲載料金は返還いたしません。ただし、特段の理由があるときは、その全部または一部を還付することができます。
- (2) 広告掲載の取り消し等により、広告枠に広告の掲載ができない場合は、当該枠は市政・区政情報等を掲載します。
- (3) 大阪市ホームページ上に公開する、鶴見区広報紙のPDF版及びデジタルブック版については、広告枠を除いたものとなります。